平成１７年（排）第１０号

排　除　命　令　書

名古屋市千種区池下一丁目６番２０号
チサンマンション６０４号室
有限会社アルザン
同代表者　代表取締役　楊　　立　春

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　有限会社アルザンは，「電動自転車」と称する商品の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１６年４月ころ以降，同社がインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページにおいて行っている，当該商品が，原動機付自転車に該当するものであり，かつ，同社が販売している状態においては道路運送車両法に規定する道路運送車両の保安基準を満たしていないことから，自転車としても原動機付自転車としても公道を走行できないものであるにもかかわらず，あたかも，自転車又は原動機付自転車として公道を走行できるかのような表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　有限会社アルザンは，今後，「電動自転車」と称する商品の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該商品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

３　有限会社アルザンは，第１項に基づいて行った公示につ

いて，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　有限会社アルザン（以下「アルザン」という。）は，肩書地に本店を置き，「電動自転車」と称する，ペダルを漕いで走行する機能と，ペダルを漕がずに電動機の力のみを用いて走行する機能（以下「フル電動機能」という。）を併せ持ち，両機能を切り替えることができる商品（以下「電動自転車」という。）の販売業を営む事業者である。

2　アルザンは，平成１６年４月ころ以降，電動自転車について，同社がインターネット上に開設し，一般消費者に対し閲覧可能な状態にしているホームページ及びインターネットを利用して競り売りを行う，いわゆるインターネットオークションサイトに，写真を表示するなどして，一般消費者にこれを販売している。

3　電動自転車は，一般的に，ペダルを漕ぐ力を単に補助するのみの電動機を備えた，いわゆる電動アシスト自転車と外観が酷似しているものであるところ

(1)　アルザンが平成１６年４月ころ以降販売している電動自転車は，フル電動機能を用いて走行させる場合においても，同機能を用いずに走行させる場合においても，道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）に規定する原動機付自転車に該当し，原動機付自転車の運転免許が必要であり，自転車として，公道を走行できないものである。さらに，電動自転車は，同社が販売している状態においては，道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）に規定された保安基準を満たしていないことから，原動機付自転車としても，公道を走行できないものである。

(2)　他方，電動アシスト自転車は，道路交通法に規定する自転車に該当し，自転車として，公道を走行できるものであるところ，従来の自転車と比較して軽い力でペダルを漕ぐことが可能であり，非力な者が坂道を上る際のほか，子供などを乗せた際も快適に走行できる等の理由から，幅広い年齢層の間で人気のある商品とされている。

4　アルザンは，「ＲＵＮ」，「ＩＤＡＴＥＮ」，「ＦＯＲＳＴ」，「ＡＮＧＥＬＬ」及び「ＳＰＩＲＩＴＳ」と称する電動自転車（以下「ＲＵＮ等の電動自転車」という。）について，平成１６年４月ころ以降，前記２記載のインター

ネットオークションサイトを通じて一般消費者に販売するに当たって，前記２記載のホームページにおいて，例えば，「サイクリングから、お買い物、通勤通学に・・・と幅広く、貴方のサイクリングライフをサポートすることでしょう。」，「手元のスイッチ一つでフル電動機能とアシスト機能を簡単切り替えできます。プライベートサイクリングはフル電動、公道を走行の時はアシスト機能へと手元のスイッチで簡単の切り替えができ大変便利です。」，「もちろん電動アシストが切れても普通のＭＴＢ自転車として走ることができます。もちろん、フル電動機能もついていますのでペダルをこがずに進むことも可能です。（公道はフル電動機能のご使用はできません。）」，「オートドライブ機能はペダルを全くこがなくてもモーターの力で前進する機能です（この機能を使用しての公道走行は禁止されております。公園、サイクリング場等でお使いください）」等と表示することにより，あたかも，自転車又は原動機付自転車として公道を走行できるかのような表示をしている。しかし，実際には，ＲＵＮ等の電動自転車は，原動機付自転車に該当するものであり，かつ，同社が販売している状態においては道路運送車両法に規定する道路運送車両の保安基準を満たしていないことから，自転車としても原動機付自転車としても公道を走行できないものである。

５　アルザンは，前記４の表示を行ってきたところ，平成１７年４月，独立行政法人国民生活センターから，同社が販売するＲＵＮ等の電動自転車は，自走可能な機能を有していることから，道路交通法上，原動機付自転車に該当し自転車として公道を走行できるものではない旨の指摘及び広告表示等の改善の要望を受けたことから，同月ころ以降，同社のホームページにおいて，同社が販売するＲＵＮ等の電動自転車については，第一種原動機付自転車に該当する等の文言を付記している。しかしながら，当該表示は前記４の表示場所と同一視野において見ることができないものであり，明りょうに記載されているとはいえないものである。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，アルザンは，ＲＵＮ等の電動自転車の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すことにより，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものであ

る。

よって，主文のとおり命令する。

平成１７年１０月２７日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生